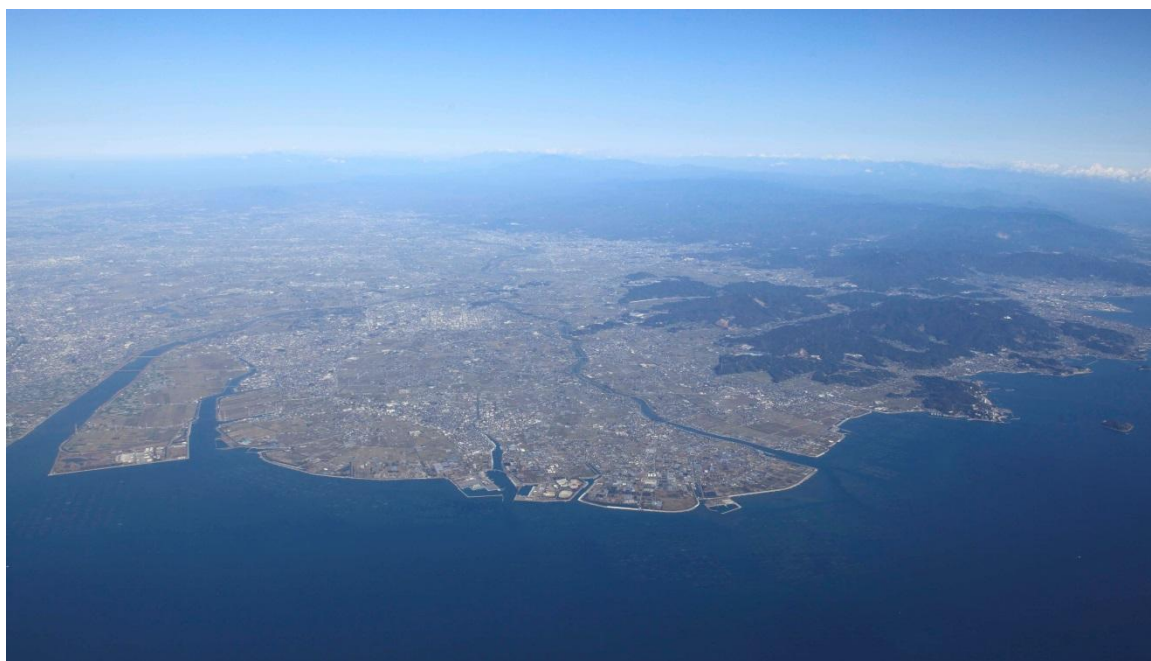


令和6年度の環境状況に関する

環境報告書

令和7年度版



西 尾 市

目次

第1章	環境の現況	
1	大気汚染	1
2	水質汚濁	7
3	地盤沈下	11
4	騒音・振動・悪臭	12
5	公害苦情の現状	16
第2章	環境基本計画の取組状況	
1	豊かな自然のつながりを感じられるまち	17
2	資源を有効に活用するまち	18
3	社会の低炭素化に貢献するまち	18
4	地域に誇りと愛着を感じられるまち	20
5	みんなで環境を良くするまち	22
第3章	西尾いきものふれあいの里における取組	
1	講座の実施状況	24
2	来園者数の推移	25
第4章	西尾市の地球温暖化対策	26
第5章	鳥獣関係	26
第6章	公害防止協定等	26
参考資料		27

第1章 環境の現況

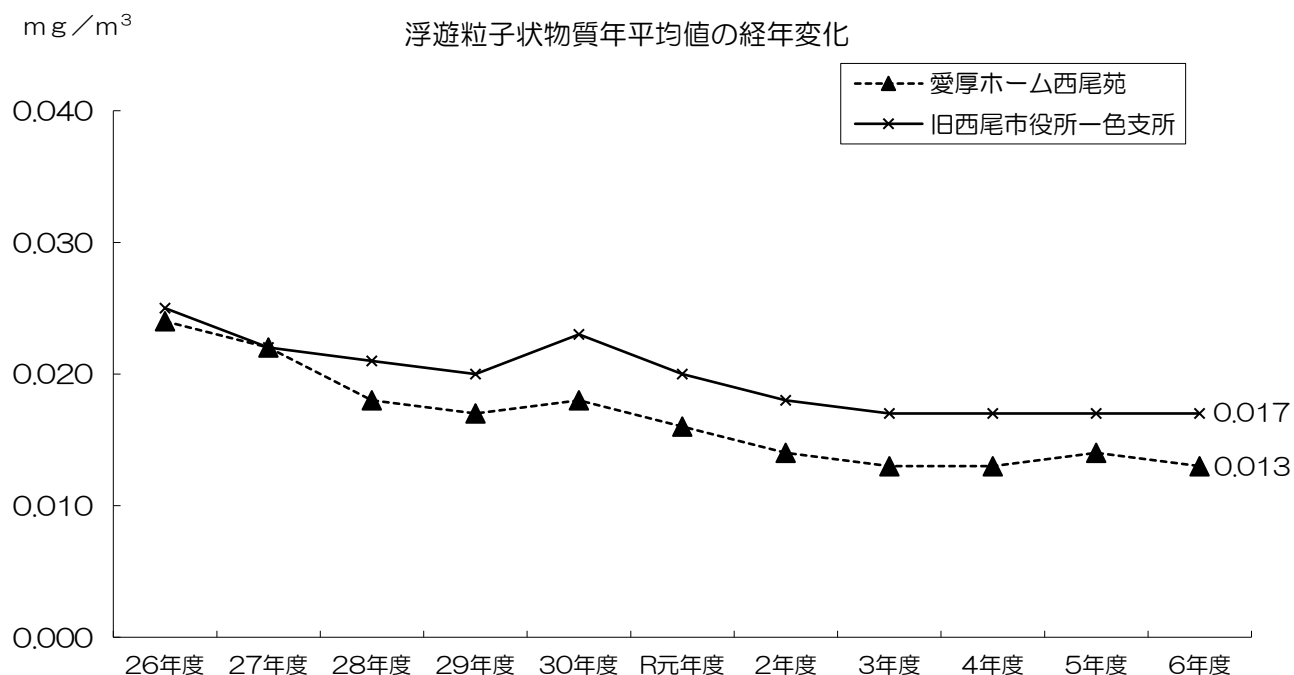
1 大気汚染

現在、私たちが吸っている空気には、化石燃料等を利用する工場・事業所から排出されるばい煙や、自動車排ガスなどによる、様々な物質が含まれています。その原因物質として、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント等があげられます。これらの物質について、愛知県が愛厚ホーム西尾苑及び旧西尾市役所一色支所に大気汚染観測所を設置し、監視を行っています。令和6年度の測定結果は次のとおりです。

(1) 浮遊粒子状物質（SPM）

単位：mg/m³

測定場所	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準の適否 (長期的評価)
愛厚ホーム西尾苑	0.013	0.027	○
旧西尾市役所一色支所	0.017	0.037	○

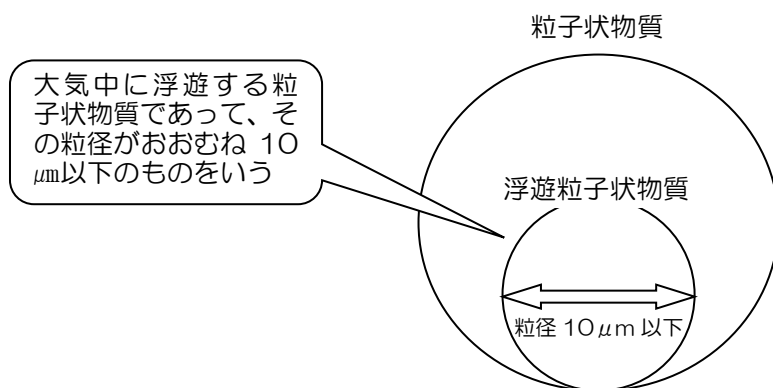


浮遊粒子状物質の環境基準

1時間値の日平均値が $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準の長期的評価

日平均値である測定値のうち、2%除外値（測定値の上位2%の範囲内にあるものを除いた値）が、 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下に維持されること。かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しないこと。

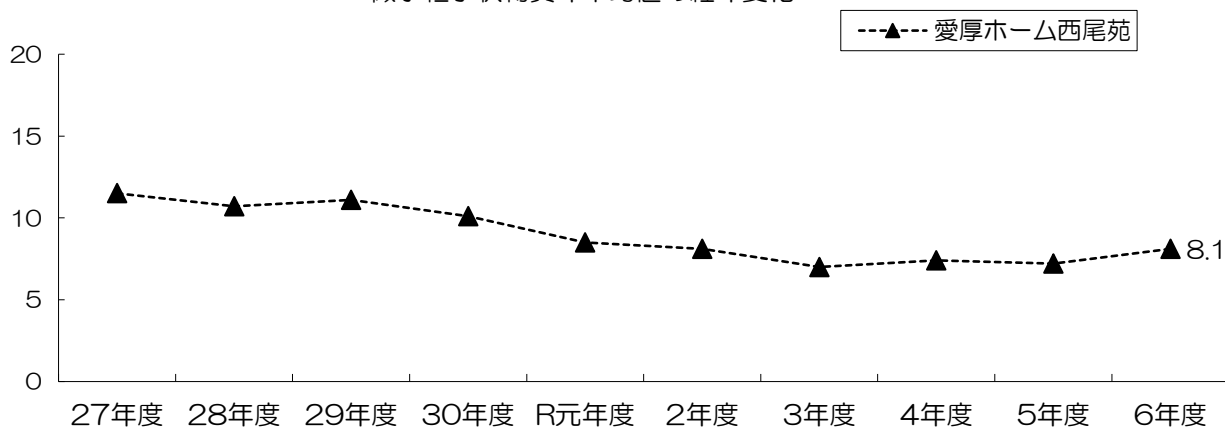


(2) 微小粒子状物質 (PM2.5)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定場所	年平均値	環境基準の適否 (長期的評価)
愛厚ホーム西尾苑	8.1	○

微小粒子状物質年平均値の経年変化



※平成 25 年 12 月 25 日より測定開始。

微小粒子状物質 (PM2.5) とは

粒径 $2.5\mu\text{m}$ の大気中に浮遊する粒子状物質をいいます。粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念されている。

微小粒子状物質の環境基準

1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準の長期的評価

1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値のうち低い方から 98% に相当する値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

μ とは

基礎となる単位の百万分の 1 (0.000001 倍) の量であることを示す。

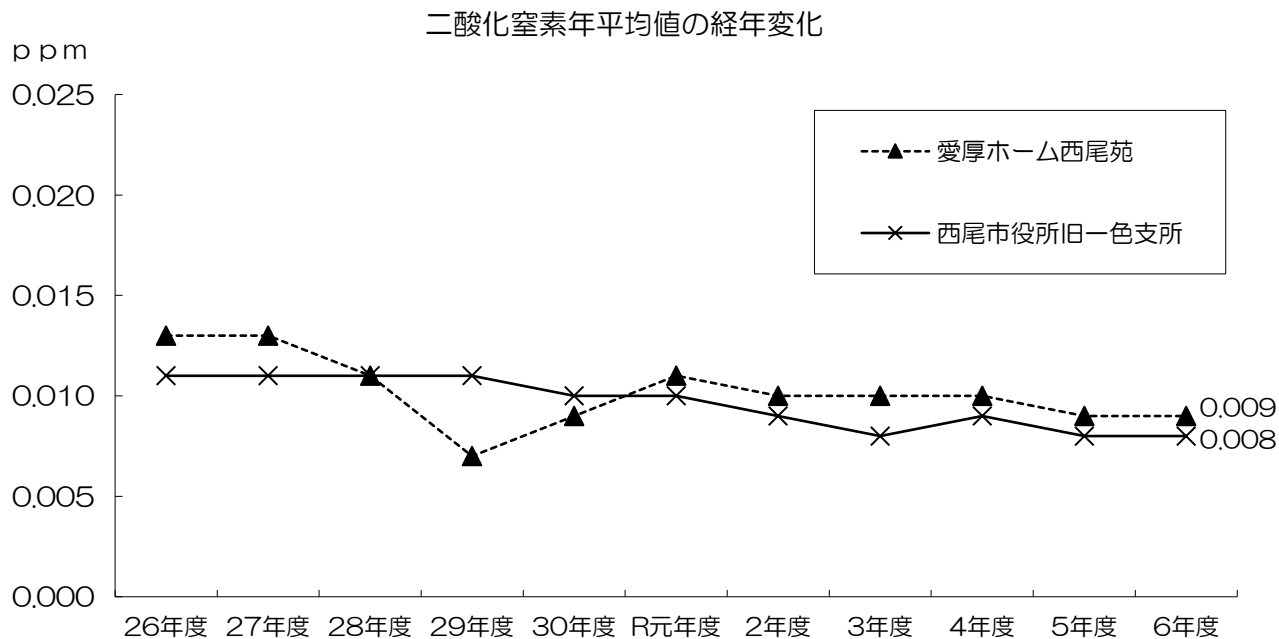
$1\mu\text{g}$ (マイクログラム) = 0.000001 グラム

$1\mu\text{m}$ (ミクロン) = 0.001 ミリメートル

(3) 二酸化窒素 (NO₂)

単位：ppm

測定場所	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準の適否 (長期的評価)
愛厚ホーム西尾苑	0.009	0.021	○
西尾市役所旧一色支所	0.008	0.020	○



二酸化窒素の環境基準

1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内又は、それ以下であること。

環境基準の長期的評価

年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。

ppm (parts per million) とは

100万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有量を表すのに用います。大気汚染では1m³の大気中に1cm³の汚染物質が含まれている状態を1ppmと表します。

日平均値の年間98%値とは

日平均値を低いほうから順に並べ98%目に当たる値のことで、この値が0.06ppm以下であれば環境基準の長期的評価に適合していることとなります。

(4) 光化学オキシダント

単位：ppm

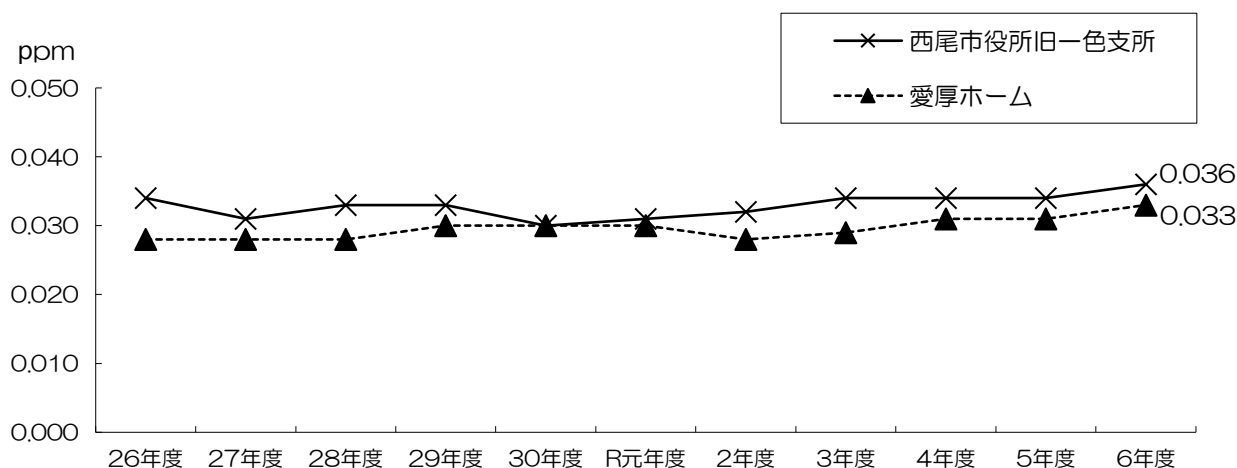
測定場所	昼間年平均值 (5～20時)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	環境基準の 適 否
愛厚ホーム西尾苑	0.033	370	×
西尾市役所旧一色支所	0.036	397	×

光化学オキシダントとは

光化学オキシダントは、大気中のオゾン（ O_3 ）やパーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化力の強い化合物の総称で、春から夏の、日差しが強く、風が弱く、気温が高い、といった気象条件下で発生しやすく、高濃度になると目を刺激し呼吸器等の内臓にも悪影響を及ぼすといわれています。

光化学オキシダントの監視結果は、環境省のホームページの「環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君 <https://soramame.env.go.jp/>）」で公開されています。西尾市だけでなく、全国各地の監視結果を閲覧できます。

光化学オキシダント年平均值の経年変化



光化学オキシダントの環境基準

1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の長期的評価

年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし5時から20時の昼間時間帯について評価する。

【光化学スモッグ予報及び注意報の発令回数】

令和6年度	発令条件	愛知県内	西三河区域
予報	1時間値が0.08ppm以上で、上昇の可能性がある際発令	9回	1回
注意報	1時間値が0.12ppm以上で、その状態が継続する際発令	3回	1回

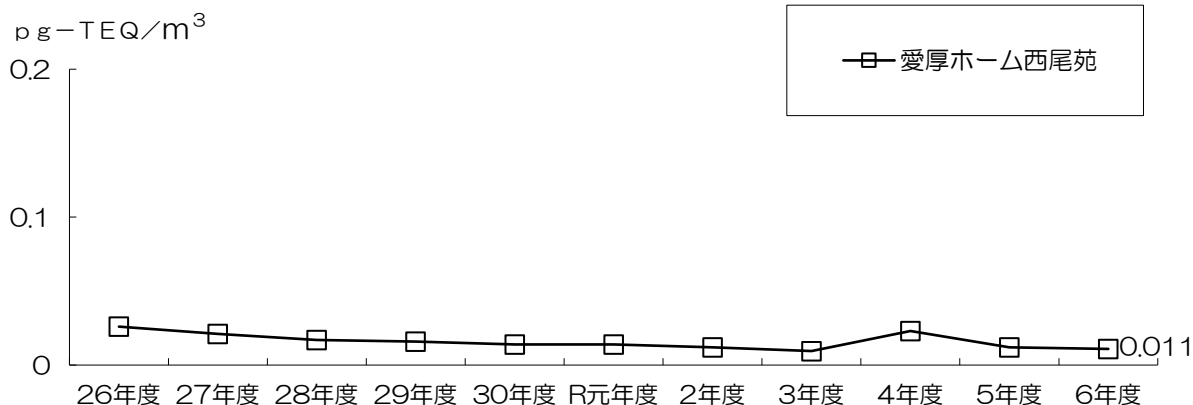
※県内での警報、重大警報発令の実績はありません。

(5) ダイオキシン類

単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

測定場所	年平均値	環境基準の適否
愛厚ホーム西尾苑	0.011	○

ダイオキシン類年平均値の経年変化



西尾市クリーンセンターでは、一日あたり約 131 トンの可燃ごみを処理しています。排ガスに起因した地域住民の安全性確保や環境汚染防止のため、大気中のダイオキシン類を定期的に測定しています。令和6年度の調査結果は次のとおりです。

単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

測定場所	調査結果	環境基準の適否
西尾市クリーンセンター内	0.013	○
花蔵寺農民センター	0.035	○
宅野島農民センター	0.015	○
岡山集落センター	0.019	○
木田公民館	0.015	○
瀬戸公民館	0.052	○

pg-TEQとは

ダイオキシン類は構造のよく似た化合物の総称で、毒性の最も強いといわれている「2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」を1として、他の化合物を毒性換算したものの合計を表しています。p (ピコ) gは 10^{-12} gを示しています。

ダイオキシン類の環境基準値 (大気)

0.6 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。

2 水質汚濁

水は水道用水、工業用水、農業用水等の大切な資源として利用されているほか、川辺では、レクリエーションや憩いの場として潤いと安らぎを与えてくれるなど、私たちの生活と密接に関係しています。

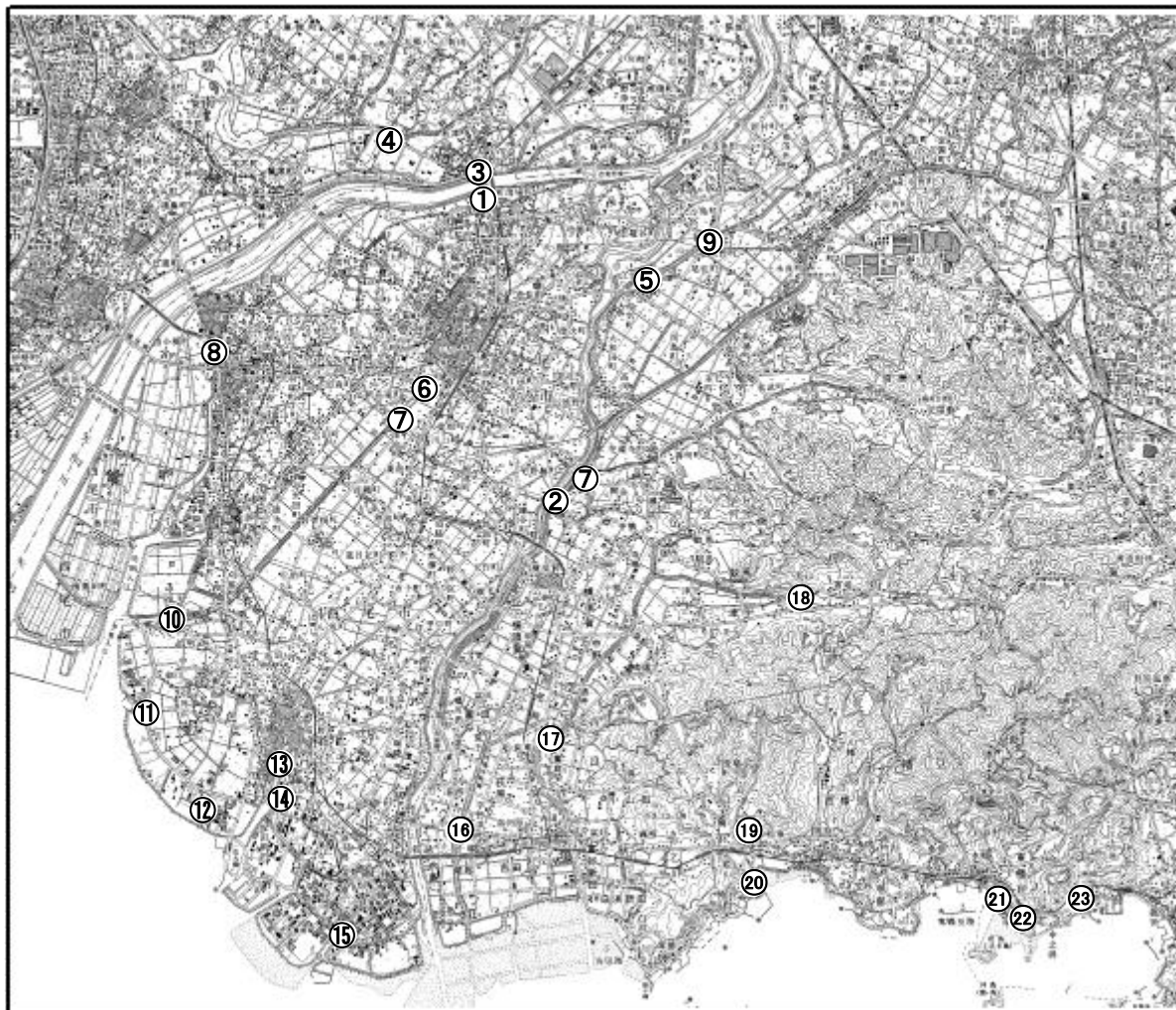
このため、愛知県や西尾市では、市内の主要な河川や海域の水質調査等を行い監視しています。公共下水道等の整備も進み水質は徐々に改善されてきていますが、依然として生活排水や事業活動による影響は水質汚濁の大きな要因であり、その対策は現在も重要な課題となっています。

(1) 主要河川等の状況

西尾市では河川水質の汚濁状況を監視するため、愛知県と協調して毎年、主要河川の水質調査を行っています。環境基準が設定されているのは①矢作川、②矢作古川、③鹿乗川、④朝鮮川の4河川で、BODは環境基準に適合していました。(令和6年度愛知県等調査結果)

環境基準の設定されていないその他の河川等においては、⑥北浜川、⑬一色排水路、⑮古川用水東部幹線でBODが比較的高い結果となりましたが、その他の場所では良好な状態といえます。

【調査地点の地図】



【BODの調査結果】

調査地点番号	河 川 名	調査場所	環境基準 の 類 型	75%水質値 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)	環境基準の 適 否
①	矢 作 川	米 津 大 橋	A	1.2	2	○
②	矢作古川	古川頭首工	B	1.6	3	○
③	鹿 乗 川	米 津 小 橋	C	1.9	5	○
④	朝 鮮 川	坂 下 小 橋	B	1.7	3	○

(愛知県による令和6年度の測定結果)

BOD＝生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)

水中の微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素量を表した値で、有機物による水の汚れの程度を示す指標となっており、この値が5以上になると魚がすみにくくなります。

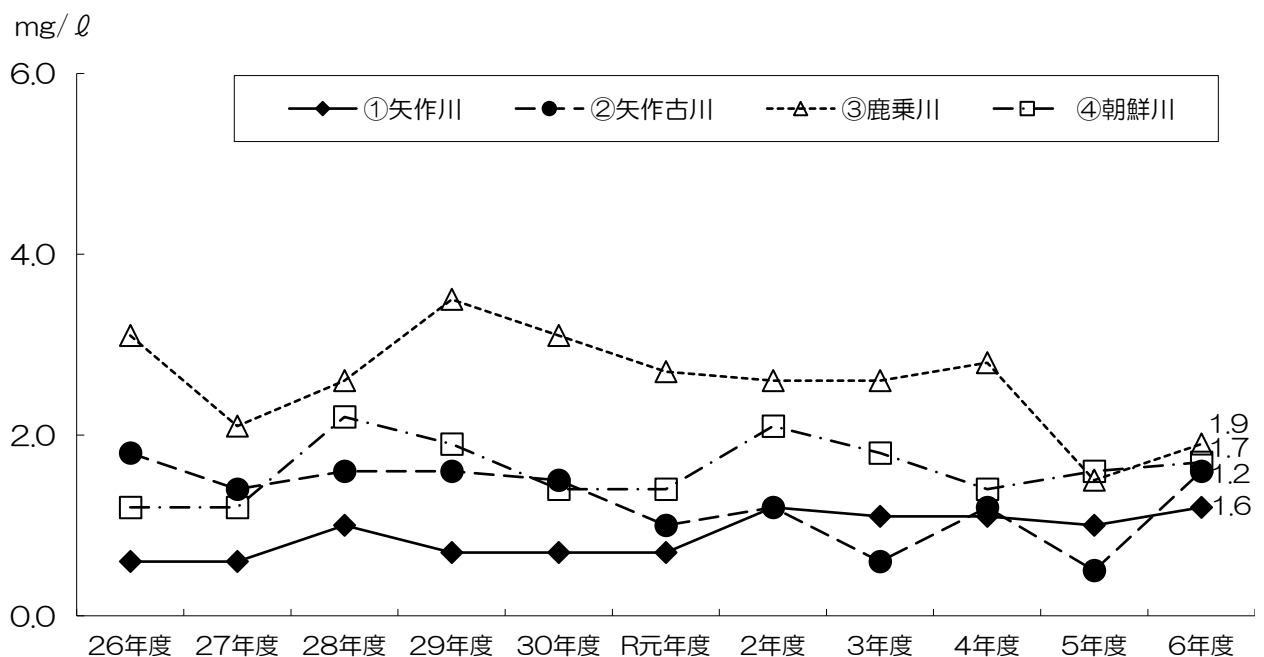
COD＝化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)

有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量を表した値で、有機物による水の汚れの程度を示す指標。

75%水質値とは

測定値を低いほうから並べて75%目に当たる数値を指します。環境基準との比較については、BOD・CODについては75%値を、全窒素や全リンは平均値で評価しています。

BOD 年平均値の経年変化



環境基準の類型とは

河川の環境基準における類型は利水目的に応じて次表の6段階に定められています。

類型	利水目的の内容
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	水道 3 級 水産 2 級及びC以下の欄に掲げるもの
C	水産 3 級 工業用水 1 級及びD以下の欄に掲げるもの
D	工業用水 2 級 農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	工業用水 3 級 環境保全

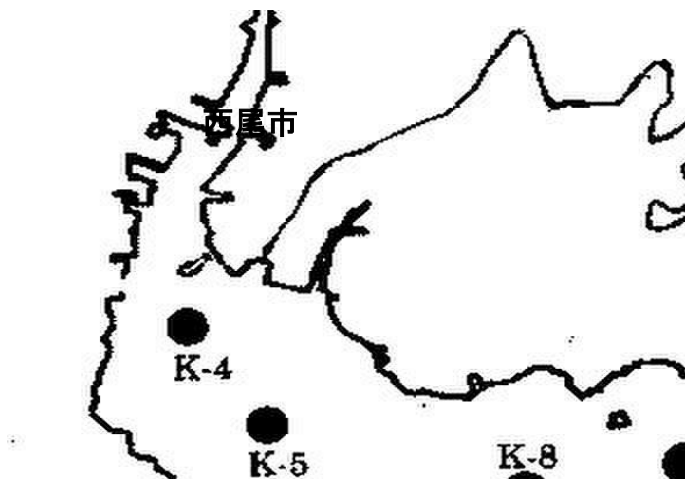
調査地点番号	河川等調査地点	BOD(mg/ℓ)			
		令和 3年度	4年度	5年度	6年度
⑤	安藤川	2.2	2.1	2.0	2.3
⑥	北浜川 北浜橋	1.8	1.7	1.8	6.5
⑦	二の沢川	2.1	2.7	1.9	2.5
⑧	堀割川 上縄橋	3.6	2.5	2.6	1.3
⑨	西浅井工業団地排水路 野島橋	2.5	1.9	1.8	2.4
⑩	北浜川 北浜川水門	2.8	3.2	3.2	4.1
⑪	江川排水路 細川樋門	3.1	2.2	3.8	4.7
⑫	古川用水西部幹線 東実録第二樋門	3.1	1.6	2.5	1.8
⑬	一色排水路 前野排水機場	6.9	7.2	8.8	16.4
⑭	藤江排水路 藤江排水機場	9.1	5.0	3.6	4.0
⑮	古川用水東部幹線 生田排水機場	10.8	8.9	12.5	7.8
⑯	中央幹線排水路 宇野津橋	1.7	1.8	2.5	2.3
⑰	矢崎川 赤坂橋	1.9	0.9	1.2	1.1
⑱	矢崎川 丸山橋	2.3	1.0	1.0	0.6
⑲	鳥羽川 鳥羽橋（下流）	1.6	0.9	1.6	1.2
㉑	鳥羽排水路 市営幡豆第3住宅	2.4	1.0	1.7	2.2
㉒	森川 神前橋上流岡田屋付近	3.6	1.8	2.9	1.3
㉓	中柴川 幡豆力ネキ水産（株）付近	3.7	3.6	2.3	4.3
㉔	洲崎川 川口屋付近	11.6	1.5	1.4	1.1

(2) 西尾地先海域の状況

海域につきましては、愛知県が三河湾を定期的に調査しており、令和6年度の測定結果の概要は次表のとおりです。

COD（化学的酸素要求量）は全地点、全窒素は2地点、全リンは4地点で基準不適合となっており、特に生活排水等による水質汚濁が影響していると考えられます。

【測定場所】



【COD（全層）】

単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	75%水質値	環境基準の適否
K-4	A	2	3.6	×
K-5	A	2	3.4	×
K-6	A	2	3.7	×
K-8	A	2	3.5	×
A-7	A	2	3.7	×
A-8	A	2	3.6	×
A-9	A	2	3.7	×
A-14	A	2	3.7	×

【全窒素（表層）】

単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	年平均値	環境基準の適否
K-4	Ⅱ	0.3	0.35	×
K-5	Ⅱ	0.3	0.29	○
K-6	Ⅱ	0.3	0.30	○
K-8	Ⅱ	0.3	0.29	○
A-7	Ⅱ	0.3	0.31	×
A-8	Ⅱ	0.3	0.25	○
A-9	Ⅱ	0.3	0.27	○
A-14	Ⅱ	0.3	0.30	○

【全リン（表層）】

単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	年平均値	環境基準の適否
K-4	Ⅱ	0.03	0.041	×
K-5	Ⅱ	0.03	0.034	×
K-6	Ⅱ	0.03	0.033	×
K-8	Ⅱ	0.03	0.033	×
A-7	Ⅱ	0.03	0.030	○
A-8	Ⅱ	0.03	0.026	○
A-9	Ⅱ	0.03	0.030	○
A-14	Ⅱ	0.03	0.029	○

【海域の環境基準の類型】

CODの 環境基準の類型	利水目的の適応性	基準値
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及びB以下の 欄に掲げるもの	2 mg/ℓ 以下
B	水産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	3 mg/ℓ 以下
C	環境保全	8 mg/ℓ 以下

全窒素全燐の 環境基準の類型	利水目的の内容	基準値全窒素	基準値全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下 の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ 以下の欄に掲げるもの	0.3 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に 掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
Ⅳ	生物生息環境保全 工 業用水 水産 3 種	1 mg/ℓ 以下	0.09 mg/ℓ 以下

3 地盤沈下

昭和 30 年代から 40 年代にかけて、工業の発展に伴い地下水が大量に汲み上げられことにより地盤沈下が見られたため、愛知県が昭和 50 年代になって観測を始めました。その後の県の指導により、工業用水への転換や使用量の削減が図られ、現在、市内では年間 1 cm 以上の沈下が見られる場所はなくなりました。なお、市内では福地北部小学校、室場小学校、旧一色給食センター、吉良中学校の 4 箇所に県の観測所があります。令和 6 年度の地下水位は前年度と比較して概ね同程度でした。

4 騒音・振動・悪臭

(1) 幹線道路交通騒音・振動測定結果

西尾市には、国道 23 号線と国道 247 号線があり、南北に主要地方道豊田一色線、東西に衣浦岡崎線が通っており、いずれも道路交通の要となっています。西尾市は、自動車関連の製造業が盛んなことから、大型車による物流輸送の交通量は今後も大きく減少することはないと思われます。

市内の幹線道路の、騒音は、すべての地点で環境基準と要請限度の値を満たす結果となりました。振動は、環境基準は定められていないものの、すべての地点で要請限度の値を満たす結果となりました。

また、自動車騒音について、市内の幹線道路 1 路線の沿線住居等に係る騒音を推計（面的評価）した結果、昼夜間ともすべての住居等で環境基準を満たしていました。

【道路交通騒音・振動測定場所】



騒音測定結果一覧表

単位：dB (LAeq)

番号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	環境 基準 の 適否	測定結果 (夜間)	環境 基準 の 適否	要請 限度 の 適否
①	県道花蔵寺花ノ木線 寄住町下田 22	令和6年 5月14日 ～5月21日	63	○	56	○	○
②	国道23号 岡島町郷東地内		60	○	60	○	○
③	国道247号 寺津町西市場 41		66	○	60	○	○
④	主要地方道西尾幸田線 吉良町津平大入 452		68	○	64	○	○
⑤	主要地方道豊田一色線 米津町五郎田 5		65	○	61	○	○

環境基準値 昼間 70dB 夜間 65dB

昼間・夜間の分け方について

騒音や振動の測定においては、時間によって交通量の差異があることから、昼間と夜間で測定結果を区切る必要があります。これは法律により、騒音測定は昼間がAM6:00～PM10:00、夜間がPM10:00～AM6:00と区切るように、また振動測定は昼間がAM7:00～PM8:00、夜間がPM8:00～AM7:00と区切るように定められています。

要請限度とは

自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に環境改善のための措置を要請する際の値の限度のこと。幹線道路では、騒音の値は昼間 75dB、夜間 70dB、振動の値は昼間 70dB、夜間 65dBと定められています。

振動測定結果一覧表

単位：dB (L₁₀)

番号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	測定結果 (夜間)	要請限度 の適否
①	県道花蔵寺花ノ木線 寄住町下田 22	令和6年5月 14 日 ～5月 15 日	41	31	○
②	国道 23 号 岡島町郷東地内		43	42	○
③	国道 247 号 寺津町西市場 4 1		35	27	○
④	主要地方道西尾幸田線 吉良町津平大入 452		45	35	○
⑤	主要地方道豊田一色線 米津町五郎田 5		39	31	○

自動車騒音に係る面的評価結果

単位：dB (L_{Aeq})

番号	評価区間（路線名） 測定場所等	測定日	環境基準達成戸数			評価区 間内全 戸数	環境基準達成率（％）		
			昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
⑥	主要地方道西尾幸田線 西尾市吉良町上横須賀 起点：西尾市上矢田町 終点：西尾市吉良町上横須賀 区間延長 5.1 Km	令和6年 5月 14 日 ～15 日	130	130	130	130	100	100	100

面的評価とは

幹線道路を一定区間ごとに区切ることで評価区間を設定し、評価区間内を代表する 1 地点で等価騒音レベル(L_{Aeq})の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m 以内にある全ての住居等について等価騒音レベル(L_{Aeq})を推計し、環境基準を達成する戸数と割合を把握するものです。愛知県からの事務移譲により平成 24 年度から西尾市が実施しています。

(2) 悪臭

悪臭は人の嗅覚を通じて、不快感、嫌悪感をもたらすもので、騒音、振動とともに感覚公害といわれており、従来から苦情の多い公害の一つです。

西尾市における悪臭苦情は、その発生源として畜産関係施設や鋳物工場等が多くあげられます。これらのうち小規模事業者にとって悪臭防除設備は、経済的な負担を伴うこともあり、難しい問題となっています。

悪臭関係事業場

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭が発生する恐れのある事業場には、毎年悪臭関係工場等届出書の提出の義務を課し、施設の適正な管理と悪臭の発生防止について監視しています。

【県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係事業場の届出状況】

悪 臭 関 係 業 種		届出件数
畜産農業	豚房施設（豚房総面積 50 m ² 以上）	14
	牛房施設（牛房総面積 200 m ² 以上）	11
	鶏飼育（3,000 羽以上飼育）	8
飼料・肥料製造業		2
鋳物製造業		13
し尿処理場		1
ごみ処理場		1
合 計		50

平成 18 年 10 月 1 日より悪臭防止法が変更され、規制方法がそれまでの物質濃度規制から、より人の嗅覚の感覚に近い臭気指数による規制となりました。

西尾市における規制は、次表のとおりです。規制区分を示す図面は環境保全課でご覧いただけます。

規制区分	規制基準値 (敷地境界)
第 1 種区域（専ら住居の用に供されている地域等）	12
第 2 種区域（第 1 種区域と第 3 種区域との中間的な地域）	15
第 3 種区域（市街化調整区域及び工業専用地域等）	18

5 公害苦情の現状

令和6年度の公害苦情の受理件数は次表のとおりです。

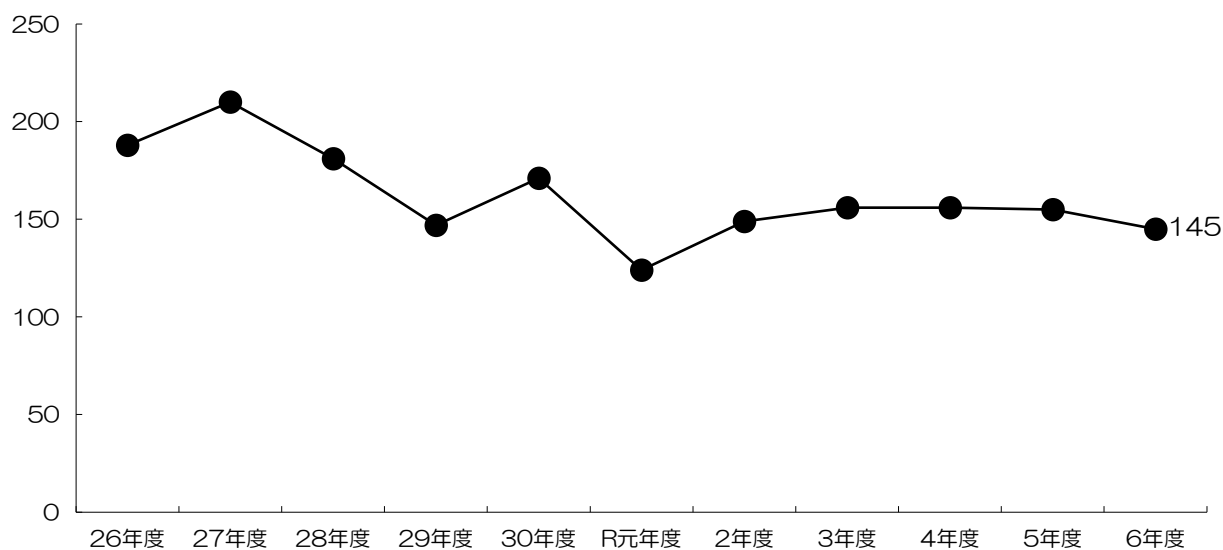
大気汚染には、野焼きや小型焼却炉による屋外燃焼行為が含まれており、市民の関心の高さもあって、近年では苦情全体で最も高い割合を占める状態が続いています。

【種類別公害苦情受理件数】

単位：件

種 類	典型7公害							そ の 他	計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌 汚 染	地 盤 沈 下		
	65	20	36	4	14	0	0	6	145

公害苦情件数の推移



第2章 環境基本計画の取組状況

ここでは環境基本計画の第3章で掲げられている具体的な取組の主なものの取組状況についてまとめました。

1 豊かな自然のつながりを感じられるまち

藻場（アマモ）再生活動

海草による水質浄化、豊かな漁場の育成、ブルーカーボン推進のため、アマモの移植活動を実施。

◇開催日／令和6年5月10日（金）・6月7日（金）
6月8日（土）・7月7日（日）、11月6日（水）

◇場所／大浦海水浴場・天神の浜

◇参加者数／5日間計のべ486名

◇主催／島を美しくつくる会

◇その他／令和7年1月10日Jブルークレジット認証・発行
73.3 t-CO₂

◇担当課／佐久島振興課



▲アマモ再生活動の様子

米づくり体験授業

地元の生産者の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで一貫した「米づくり体験」を実施。

◇開催日／令和6年4月～令和7年3月

◇場所／市内18小学校

◇参加者数／1,204名

◇主催／JA西三河

◇担当課／農水振興課



▲稲刈り体験の様子

西三河南部生態系ネットワーク協議会

生物多様性の確保に寄与することを目的に地域住民を対象とした「生きもの観察会」、「干潟の生きもの観察会」、「秋の生きもの観察会」を実施。

◇開催日／令和6年7月27日（土）・8月3日（土）
・10月13日（日）

◇場所／愛知こどもの国・衣崎潮干狩場

◇参加者数／各20名

◇主催／西三河南部生態系ネットワーク協議会（愛知県・碧南市・西尾市・高浜市）

◇担当課／環境保全課



2 資源を有効に活用するまち

「ぼかし」の無料配布

生ごみの自家処理を推奨するため、年間を通じて、生ごみを堆肥に変える「ぼかし」の無料配布を実施。

- ◇申し込み世帯数／1,723 世帯
- ◇配布上限／1 世帯あたり年間 12 袋（1 袋 500g 入）
- ◇配布数／17,090 袋
- ◇配布場所／ごみ減量課、各支所等 23 か所



▲配布ぼかし

小学生リサイクル作品展

リサイクルの重要性と環境について理解を深めるため、市内小学生を対象にリサイクル作品を募集。

- ◇展示期間／令和6年 10 月 1 日（火）
～10 月 27 日（日）

- ◇場所／ホワイトウェイブ 21
- ◇参加点数／78 点
- ◇主催・担当課／環境業務課



▲小学生のリサイクル作品

3 社会の低炭素化に貢献するまち

市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

地球温暖化対策を推進するため、市有施設の屋根を太陽光発電施設の設置スペースとして有償で民間事業者に貸し出し、自然エネルギーの利用促進を実施。

- ◇設置施設／11 施設【小学校（西尾、福地南部、福地北部、矢田、津平、幡豆、東幡豆）、中学校（寺津、東部、幡豆）、看護専門学校】
- ◇総売電量／701,188kwh
- ◇CO2 削減効果／288.2t-co2

公共施設 LED 化事業

省エネルギーにより地球温暖化対策を推進するため、子育て・多世代交流プラザなど 14 施設で、照明器具の LED 化を実施。

- ◇実施施設／14 施設（子育て・多世代交流プラザ、ふれあいセンター10 施設（寺津・米津・福地・西野町・ハツ面・鶴城・室場・三和・矢田・横須賀）、一色町公民館、岩瀬文庫、図書館）
- ◇CO2 削減効果／292.3t-co2

住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金

住宅用太陽光発電設備を設置した市民に、設備ごとに定められた補助金を交付。

◇補助件数／266 件、総事業費／20,266,000 円

(内訳)

住宅用太陽光発電施設、住宅用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入（13 万円／台）	53 件	6,886,000 円
住宅用太陽光発電施設、住宅用エネルギー管理システム、電気自動車等充給電設備の一体的導入（10 万円／台）	1 件	100,000 円
住宅用エネルギー管理システム（1 万円／台）	50 件	500,000 円
家庭用燃料電池システム（8 万円／台）	12 件	960,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム（8 万円／台）	144 件	11,520,000 円
電気自動車等充給電設備（5 万円／台）	6 件	300,000 円

低公害車普及促進事業費補助金

電気自動車等の低公害車を購入した市民に、対象車種ごとに定められた補助金を交付。

◇補助件数／71 件、総事業費／3,600,000 円

(内訳)

燃料電池自動車（10 万円／台）	1 件	100,000 円
電気・PHV 自動車（5 万円／台）	70 件	3,500,000 円

西尾エコスタイルの募集

“みんなのエコな取組をおしえて“を開催し、市内小学校・義務教育学校の児童から学校や家庭で行っているエコな取組を募集した。

応募作品は、環境イベント「環境 Wave21」のイベント会場で展示。

◇応募件数／100 件



▲作品展示の様子

4 地域に誇りと愛着を感じられるまち

ペットの適正管理

◇狂犬病予防

- ・登録頭数／10,723 頭
令和6年度新規登録頭数／988 頭
- ・予防接種実施頭数／8,918 頭

◇犬のフン害防止看板

- ・新規設置枚数／133 件

◇猫除け器貸し出し

- ・貸出件数／18 件



▲フン防止の啓発看板

環境調査

◇悪臭調査

8 事業所において、7 月・11 月に実施

◇水質調査

- ・河川等水質調査
河川・水路 20 か所において、
5 月・1 月に実施
- ・工場排水調査
10 事業所において、11 月に実施

◇自動車騒音・振動調査

市内 6 地点において、5 月に実施

◇地盤沈下・地下水位調査

観測所 4 か所と井戸 3 か所において、毎月 2 回（井戸は 1 回）実施



▲騒音計測器

浄化槽転換設置整備事業補助金

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置費に対する補助金を交付した。

◇補助件数／7 件、総事業費／5,370,000 円

クリーン作戦開催状況

◇1000 人クリーン作戦

- ・開催日／令和6年7月14日（日）
- ・場所／宮崎海水浴場
- ・参加者数／500 人
- ・主催／吉良・幡豆まちづくり協議会



▲1000 人クリーン作戦

◇みどり川クリーン作戦

- ・開催日／令和6年7月21日（日）
- ・場所／みどり川（神下橋から六条橋まで）
- ・参加者数／453 人
- ・主催／MCVネットワーク



▲みどり川クリーン作戦

◇川と海のクリーン大作戦

- ・開催日／令和6年10月27日（日）
- ・場所／矢作川左岸、寺津漁港等 6 会場
- ・参加者数／1,520 人
- ・担当課／河川港湾課



▲川と海のクリーン大作戦

5 みんなで環境を良くするまち

環境 Wave 21

ごみ減量とリサイクルの推進を目的として、環境 Wave21 実行委員会と西尾市の共催で、ボランティアグループが一体となり運営する環境イベントを開催。

- ◇開催日／令和6年12月1日（日）
- ◇場所／ホワイトウェイブ 21、クリーンセンター
- ◇参加団体数／31 団体
- ◇来場者数／5,000 人
- ◇担当課／環境業務課



▲缶バッジ制作の工作教室の様子

環境学習講座

身近な暮らしの中での環境について考え、環境にやさしい生活のきっかけをつくるための環境講座を5回開催し、延べ74人が参加。

- ◇担当課／環境保全課

講座内容（一般対象）

回	開催日／場所	テーマ／内容	講師	参加者数
1	8月2日（金） ／デンソー高棚製作所	工場の仕事と環境対策を学ぼう！／自動車部品の製造工程を見学し、工場の環境対策を学ぶ。	デンソー高棚製作所 社員	20人
2	8月7日（水） ／西尾市クリーンセンター	親子で学ぶ！環境工作教室／再生エネルギーやLEDライトの電気量などを学び、蓄電池を使ったLEDライトを製作。	パナソニック（株）エレクトリックワークス社 社員	15人
3	8月9日（金） ／西尾市クリーンセンター	学んで、作って、見てみよう！地球にやさしい車／展示車両（水素・電気）を見学。展示車両から供給する電気で缶バッジを製作。	NTP名古屋トヨペット（株） 社員	16人
4	8月14日（水） ／西尾市クリーンセンター	ごみの分別&リサイクル工作！／西尾市のごみの量とごみの分別について学び、ごみの分別を体験。牛乳パックにハギレを貼って小物入れを製作（リサイクル工作）。	西尾市職員	14人
5	12月22日（日） ／愛知こどもの国	親子でまなぼう SDGs 冬の森あるき／森を歩いて拾った木や枝を燃料にして焼き芋づくりを実施	（特非）フロンティア西尾職員	9人

アダプトプログラム制度

活動の内容（令和 7 年 3 月 31 日現在）

公園又は道路等の清掃 29 団体 構成員総数 744 人

団体の概要

団 体 名	活 動 場 所	構成員数
緑町町内会	緑町公園	133 人
（株）エムアイシーグループ	市道	97 人
米津公園グランドゴルフクラブ	米津公園	18 人
亀沢西部子ども会	鶴城 1 号公園	55 人
北部鶴城会	桜町公園・さくら会館	66 人
伊藤グラウンドゴルフクラブ	伊藤 3 号公園	17 人
矢田スターズ	みなとまち緑地	36 人
互近助会	市道	5 人
米小校区町内会	米津 1 号公園	22 人
永山会	市道	1 人
ひまわり	寺津ふれあいセンター	4 人
前野南部橘遊会	一色地域交流センター	22 人
吉山公園平坂町内会クリーン活動隊	吉山公園	20 人
永吉町内会	永吉公園	19 人
勝江と海	みなと町緑地公園、港町	2 人
富好町内会	富好公園	39 人
草刈りダイエット族	市道	2 人
大浜燃料株式会社	西尾公園	38 人
BBB三河クリーンプロジェクトクラブ	市道	6 人
田貫グラウンドゴルフクラブ	田貫公園	27 人
前野南部なかよしグランドゴルフ同好会	一色地域文化広場	24 人
グラウンドゴルフ戸ヶ崎クラブ	戸ヶ崎公園	27 人
地域つながり隊（愛知ダイハツ（株））	市道	2 人
H F A M	一色海浜公園	4 人
中畑アローズ	田貫公園	2 人
木の公園をきれいにする会	住崎 3 号公園	3 人
伊藤自主防災会	伊藤 1 号公園、伊藤 3 号公園	26 人
まち歩きごみ拾い隊にしお	西尾市歴史公園、西尾駅東駅前広場 西尾駅西多目的防災広場	20 人
西野町小学校区コミュニティ推進協議会	にしのみ茶公園	7 人

第3章 西尾いきものふれあいの里における取組

いきものふれあいの里では、身近な里山の自然に親しみ、自然のすばらしさを体感していただくため、年間を通していろいろな行事を行っています。



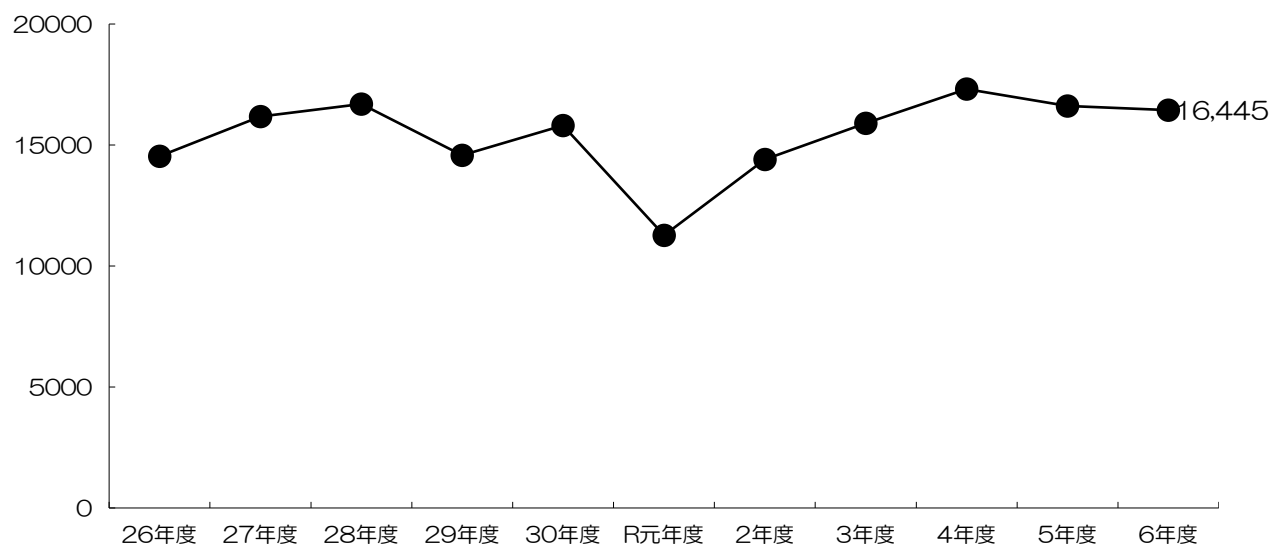
1 講座の実施状況

月	日(曜日)	講 座 名	講 師	参加者数
4	7(日)	親子でタケノコ掘りを体験しようⅠ	当 園 職 員	29 名
	14(日)	親子でタケノコ掘りを体験しようⅡ	当 園 職 員	28 名
	21(日)	タンポポの仲間たちを探そう	高 須 桂 子	6 名
5	12(日)	野鳥のさえずりを聞いてみよう	高 田 俊 洋	11 名
	26(日)	棚田でお米を作ろうⅠ（田植え）	当 園 職 員	58 名
6	2(日)	そのへんの草で、冠、お雛様、笛など作りましょう	河 江 喜 久 代	8 名
	19(日)	草木染にチャレンジ！！	磯 貝 は る み	20 名
7	21(日)	梅雨時のキノコたちを観察しよう	石 川 ま ゆ み	16 名
	28(日)	夏の昆虫を探そう	当 園 職 員	29 名
8	4(日)	里の水辺の生きものを探そう	神 本 晃	28 名
	25(日)	佐久島ってどんなところ？ シーグラスでアクセサリーを作ろう	三 矢 由 紀 子	5 名
9	8(日)	楽しい絵手紙	市 川 百 合 子	8 名
	22(日)	秋の里山で野鳥を観察しよう	高 田 俊 洋	中止
10	6(日)	棚田でお米を作ろうⅡ（稲刈）	当 園 職 員	57 名
	20(日)	棚田でお米を作ろうⅢ（脱穀）	当 園 職 員	46 名
	26(土)	秋の里山でキノコたちを見つけよう	石 川 ま ゆ み	9 名
11	17(日)	ひっつき虫のしくみを観察しよう	高 須 桂 子	中止
12	1(日)	自然の素材でクリスマスリースを作ろう	磯 貝 は る み	5 名
	22(日)	正月飾りを作ろう	当 園 職 員	16 名
1	12(日)	花炭を焼こう	判 治 和 征	7 名
	26(日)	里山で野鳥を観察しよう	高 田 俊 洋	13 名
2	9(日)	竹炭を作って飾ろうⅠ（竹きり・竹割り・窯入れ）	神本 晃・河野俊治	5 名
	11(祝)	竹炭を作って飾ろうⅡ（火入れ）	神本 晃・河野俊治	3 名
	16(日)	竹炭を作って飾ろうⅢ（窯出し）	神本 晃・河野俊治	5 名
	23(日)	里山 俳キング	服 部 く ら ら	14 名

【参加人数 426 名】

2 来園者数の推移

西尾いきものふれあいの里の来園者数



西尾いきものふれあいの里の来園者数

令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
14,403人	15,897人	17,311人	16,614人	16,445人

第4章 西尾市の地球温暖化対策

西尾市では、令和2年7月に「西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

計画の概要及び温室効果ガスの排出量は次のとおりです。

項目	2013年度 (基準年)	2030年度 (目標年)	削減目標
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	25,232	15,139	△40%

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	21,756	24,819	24,776

第5章 鳥獣関係

西尾市では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣による被害を防止するための捕獲許可と捕獲箱の貸し出しを行っています。

令和6年度の捕獲実績は次のとおりです。

【鳥獣の捕獲実績】

捕獲鳥獣の種類	捕獲の目的	捕獲数
アライグマ	農作物、家屋被害防止	20頭
ハクビシン	農作物、家屋被害防止	7頭
イタチ（オス）	農作物、家屋被害防止	7頭
タヌキ	農作物、家屋被害防止	1頭
イノシシ	農作物被害防止	20頭
ハシボソカラス	農作物被害防止	178羽
ハシブトカラス	農作物被害防止	4羽
ドバト	農作物被害防止	17羽
キジバト	農作物被害防止	4羽
ムクドリ	農作物被害防止	1羽

第6章 公害防止協定等

西尾市では、令和7年3月31日現在、公害防止協定を延べ98社と、公害防止に関する覚書を5社と締結しています。

参考資料

西尾市環境基本条例

私たちのまち、西尾市は、豊かな緑や水に恵まれた自然環境と先人から受け継いだ歴史や伝統文化、活力ある産業が調和したまちとして今日まで発展を続けてきた。

しかしながら、私たちの暮らしに便利さや物質的豊かさをもたらした、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や日常生活は、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少をはじめとする地域の環境ばかりでなく、地球的規模の広がりとして将来世代にわたる問題として地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちはこのような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たし協働することにより、環境への負荷を低減し、人と自然とが共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全し、及び創造していくことにより、持続的発展が可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じ、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、市、事業者及び市民自らの課題とし、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境の保全及び創造に資する取組の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、山林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の適正処理を推進することにより、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に貢献すること。

(5) 環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、自覚を持って責任ある行動をとることができるよう、環境教育を充実し、及び環境学習を促進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第9条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

(協定の締結)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認めるときは、事業者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結することができる。

(市民等の参加及び自発的活動の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、西尾市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境の保全及び創造に関する重要な事項

(2) 環境基本計画に関する事項

(3) 一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項

3 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 優れた識見を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成15年条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第19号)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

環 境 報 告 書

令和7年度版

編集発行 西尾市環境部環境保全課
西尾市長縄町井ノ元 60
電話 0563-65-3881
